

静岡県人事委員会は、職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月19日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則 7-1229

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（静岡県人事委員会規則 7-25）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第2 級別職務区分表（略）		別表第2 級別職務区分表（略）	
ア 行政職給料表級別職務区分表		ア 行政職給料表級別職務区分表	
職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務 と同程度の職務	職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務 と同程度の職務
（略）		（略）	
7 7級	(1) 本庁の課長、出先機関の長 又は困難な業務を行う出先機 関の次長の職務 (0-1)～(12-1) (略) <u>(12-2)～(12-4)</u> (略)	7 7級	(1) 本庁の課長、出先機関の長 又は困難な業務を行う出先機 関の次長の職務 (0-1)～(12-1) (略) <u>(12-2) 警察本部の室長の職 務</u> <u>(12-3)～(12-5)</u> (略)
（略）		（略）	
イ～ケ (略)		イ～ケ (略)	
コ 公安職給料表級別職務区分表		コ 公安職給料表級別職務区分表	
職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務 と同程度の職務	職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務 と同程度の職務
（略）		（略）	
8 8級	(1) 警察本部の課長の職務 ア～ウ (略) <u>エ～コ</u> (略)	8 8級	(1) 警察本部の課長の職務 ア～ウ (略) <u>エ 警察本部の室長の職務 オ～サ</u> (略)
（略）		（略）	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。